

障害福祉 サービス ガイドブック



吉 田 町

も く じ

1 身体障害者手帳	1	11 障害福祉各種手当	30
		特別障害者手当	30
2 療育手帳	2	障害児福祉手当	31
		特別児童扶養手当	32
3 精神障害者保健福祉手帳	3	12 年金の支給	33
		障害基礎年金	33
4 障害福祉サービス	4	心身障害者扶養共済制度	33
障害福祉サービス利用の流れ	5	13 在宅生活支援	34
障害福祉サービス利用に係る費用	6	小児慢性特定疾患日常生活用具給付	34
障害福祉サービスの内容	7	NHK放送受信料の免除	34
児童福祉法によるサービス	8	14 各種相談	35
5 地域生活支援事業	9	計画相談支援事業	35
日常生活用具	9	指定障害児相談支援事業	35
意思疎通支援	10	障害者相談員	35
移動支援	10	民生委員・児童委員	35
日中一時支援	10	静岡県等の相談機関	35
訪問入浴サービス	11	15 障害福祉サービス事業所一覧	37
地域活動支援センター	11	16 その他	39
6 障害児者ライフサポート事業	12	成年後見制度	39
難聴児補聴器購入費助成	12	日常生活自立支援事業	39
7 医療費助成	13	ワンストップ相談	39
自立支援医療	13	静岡県ゆずりあい駐車場制度	39
重度障害者(児)医療費助成	18	ヘルプマーク	39
精神障害者医療費助成	20		
8 補装具	21		
9 交通機関の割引	23		
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	23		
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	25		
“ぎゅっと”カーよした	26		
10 税金の減免・控除	27		
自動車税・軽自動車税の減免	27		
相続税の控除	28		
所得税及び住民税の控除	29		
事業税の非課税	29		

身体障害者手帳は、身体に障害がある方に対して静岡県から交付されます。

障害の区分は、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸、免疫、肝臓）に分かれ、等級は障害程度等級表により1級から7級まで定められています。（手帳交付は6級まで）

＜申請の手続き＞

下の表のとおり必要なものをお持ちの上、町福祉課で手続きをしてください。

	区 分	申請事由	持ち物					備 考
			診 断 書 *1	写 真 *2	手 帳	印 鑑	身 元 確 認 書 類・ マイ ナ ン バー	
1	新規	初めて身体障害者手帳の交付を申請する場合	○	○		○	○	
2	転入	既に手帳を所持していて、他県（静岡市、浜松市、富士市を含む）から転入した場合		△ *3	○	○	○	手帳の継続使用可
3	等級変更	障害の程度が変化した場合	○	○	○	○		
4	障害名追加	現在の障害と異なる障害を有した場合	○	○	○	○		
5	再交付	手帳を紛失、破損した場合		○	○	○		紛失時は手帳不要
6	再認定	再認定（有期限）の場合	○	○	○	○		
7	住所変更	町内転居及び県内市町（静岡市、浜松市、富士市を除く）から転入した場合			○	○	○	
8	氏名変更	氏名を変更した場合			○	○	○	
9	転出	県外（静岡市、浜松市、富士市を含む）へ転出した場合			○	○		
10	返還	障害程度等級に該当しなくなった場合、死亡した場合			○	○	○	

*1 指定の様式で概ね6ヶ月前に作成されたもの

*2 写真「縦 4cm×横 3cm」（脱帽して上半身を写したもので、原則1年以内のもの）

*3 他県（静岡市、浜松市、富士市を含む）からの転入で静岡県の手帳を新たに作る場合

概ね18歳未満で知的機能に障害が生じ、児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害があると診断された方に対して静岡県から交付される手帳です。

障害の程度によりA（最重度・重度）、B（中度・軽度）に分かれています。

＜申請の手続き＞

下の表のとおり必要なものをお持ちの上、町福祉課で手続きをしてください。

	区 分	申請事由	持ち物			備 考
			写 真 *1	手 帳	身 元 確 認 書 類・ マイ ナ ン バー	
1	新規	初めて療育手帳の交付を申請する場合	○		○	
2	転入	既に手帳を所持していて、他県（静岡市、浜松市含む）から転入した場合	○	○	○	
3	再判定	再判定（有期限）の場合		○		次期判定月の3か月前から申請可
4	再交付	手帳を紛失、破損した場合 記載欄がなくなった場合	○	○		紛失時は手帳不要
5	記載事項変更	住所・氏名等の内容の変更があった場合		○	○	
6	転出	県外（静岡市、浜松市を含む）へ転出した場合		○		
7	返還	該当しなくなった場合 必要でなくなった場合 死亡した場合		○		

*1 写真 「縦 4cm×横 3cm」（脱帽して上半身を写したもので、原則 6ヶ月以内のもの）

一定の精神障害の状態にあることが認められた方に対して静岡県から手帳が交付されます。

この手帳を持つことで福祉や各種サービスが受けやすくなり、自立や社会復帰、社会参加を支援する制度です。

障害の程度に応じて1級から3級に区分され、手帳の有効期限は2年間となっています。

＜申請の手続き＞

下の表のとおり必要なものをお持ちの上、町福祉課で手続きをしてください。

区 分	申請事由	持ち物					備 考
		診断書 年金の 証書 *1 又は *2	写 真	手 帳	印 鑑	マイナンバー 確認書類	
1 新規	初めて 精神障害者手帳を交付申請する場合	○	△ *3		△ *5	○	
2 転入	既に手帳を所持していて、他県（静岡市、浜松市含む）から転入した場合		△ *3	○	△ *5	○	
3 更新	手帳を更新する場合	○	△ *3	○	△ *5	○	有効期限の3か月前から申請可
4 等級変更	障害の程度が変化した場合	○	△ *3	○	△ *5	○	
5 再交付	手帳を紛失、破損した場合 記載欄がなくなった場合		△ *3	○ *4	△ *5	○	紛失時は手帳不要
6 住所変更	町内転居及び県内市町（静岡市、浜松市を除く）から転入した場合			○	△ *5	○	
7 氏名変更	氏名を変更した場合			○	△ *5	○	
8 返還	死亡した場合			○	△ *5		

*1 初診日から6か月が経過し、申請日から3か月以内に作成されたもの

*2 精神障害を支給の事由とする証書に限る

*3 手帳への写真貼付を希望する場合のみ（写真貼付が無いとサービスを受けられない場合があります。）

*4 新手帳を交付し旧手帳を県へ返還

*5 自筆の場合は不要

4 障害福祉サービス

サービスは、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により実施される「地域生活支援事業」に大きく分かります。

障害福祉サービス

介護給付 (P7)

生活上又は療養上必要な介護

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

※利用には障害支援区分が必要

訓練等給付 (P7)

身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援

- 自立生活援助
- 共同生活援助
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）
- 就労継続支援（B型）
- 就労定着支援

相談支援給付 (P8)

- 計画相談支援
- 地域相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

児童福祉法によるサービス

障害児通所支援 (P8)

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

障害児相談支援

地域生活支援事業 (P9)

障害者を総合的支援するため、町が実施する事業

- 日常生活用具
- 意思疎通支援
- 移動支援
- 日中一時支援
- 訪問入浴サービス
- 地域活動支援センター など

自立支援医療 (P13)

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

補装具費の支給 (P21)

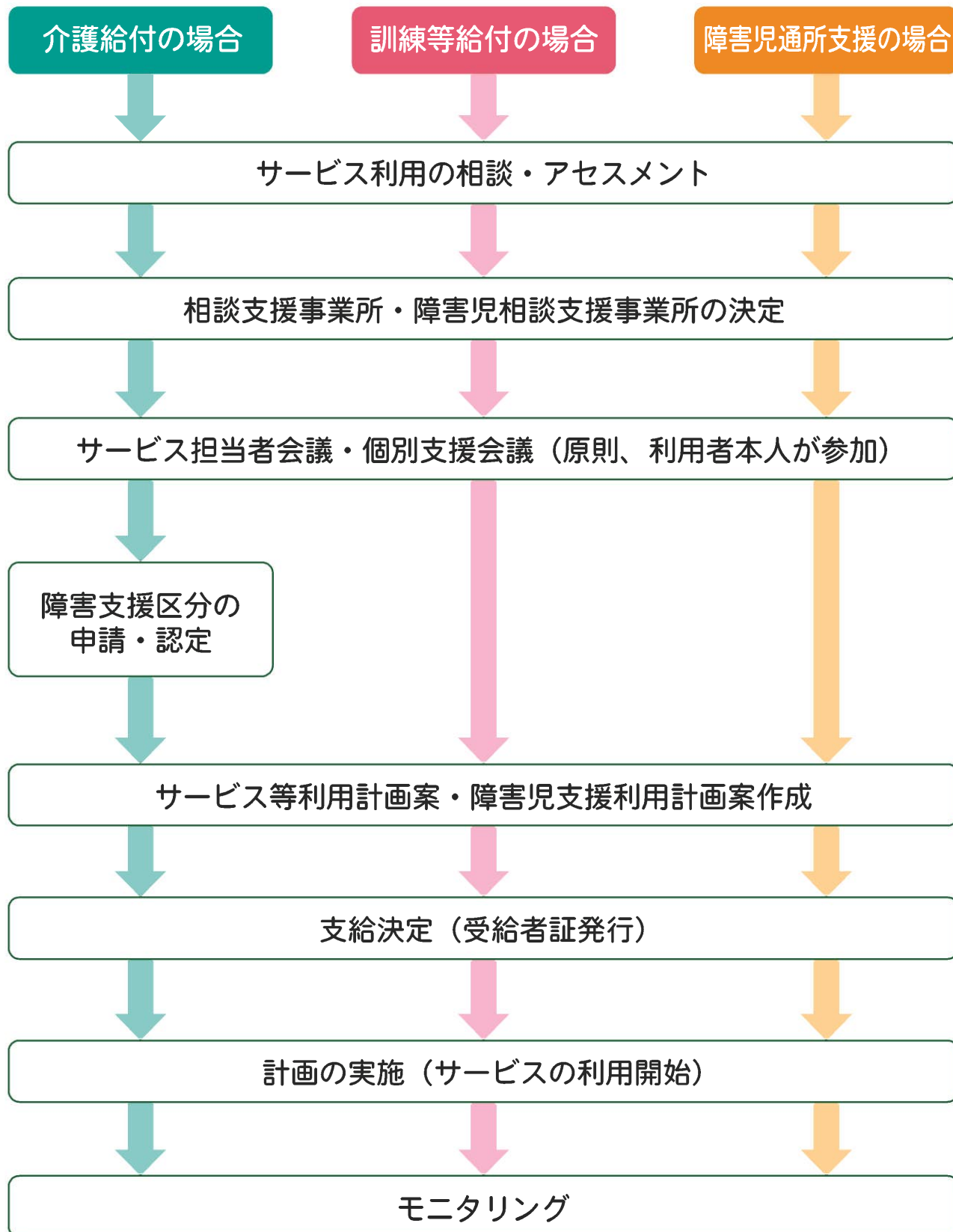
障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労の能率向上を図ること等を目的とし、身体機能を補完・代替する用具の費用の一部又は全額を支給する。

高額障害福祉サービス等給付

- 高額障害福祉サービス費
障害が重度のために多くのサービスを利用する必要があり、利用者負担が高額となる場合に負担軽減として支給
- 高額障害児（通所・入所）給付費
同一世帯に障害福祉サービス等の利用者が複数おり、世帯の利用者負担額が一定基準を超える場合に負担軽減として支給
- 新高額障害福祉サービス等給付費
65歳になるまでに5年以上特定の障害福祉サービスを利用し、一定の要件を満たす場合に負担軽減として支給

障害福祉サービス利用の流れ

サービスを利用するためには町への申請が必要です。



手帳

障害福祉サービス

地域生活支援事業

障害児者支援事業

医療費

補装具

交通機関の割引

税金の減免・控除

障害福祉各種手当

年金の支給

在宅生活支援

各種相談

障害福祉サービス事業所一覧

その他

障害福祉サービス利用に係る費用

サービス利用の負担額は世帯の所得により決まります。

負担額は月ごとに上限額があり、以下の表のとおり区分されています。

障害福祉サービス

区分	世帯の収入状況	負担上限（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	町民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、町民税課税世帯の場合「一般2」となります。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害児通所支援

区分	世帯の収入状況		負担上限（月額）
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	町民税非課税世帯		0円
一般1	町民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上	障害のある方とその配偶者
18歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害福祉サービスの内容

障害福祉サービスは、「介護給付」と「訓練等給付」に分けられています。

訪問系サービス ＜在宅で訪問を受ける場合や、外出支援などで利用するサービス＞

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動が著しく困難で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人が外出するときに必要な情報提供や介助を行います。
	行動援護	障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動支援などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

日中活動系サービス ＜通所施設等で昼間の活動を支援するサービス＞

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	短期入所	自宅で介護している人が病気の場合などに、短期間施設に入所し入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
	療養介護	医療と常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活の援助を行います。
	生活介護	常時介護が必要な人に、日中、入浴や排せつ、食事の介助などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持や向上に向けた必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持や向上に向けた必要な支援や訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上に向けた必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上に向けた必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上に向けた必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う日常生活の問題に対応するため、相談や助言等の支援を行います。

居宅系サービス ＜入所施設等で生活を支援するサービス＞

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設入所者に対し、主として夜間、入浴や排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その必要な日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問などにより日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助	共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介助等の日常生活の支援に加え、生活に関する相談や助言を行います。

手
帳

サ
ー
ビ
ス

障
害
福
祉
支
援
事
業

障
害
児
者
サ
ー
ビ
ス

医
療
成
費

補
装
具

交
通
機
関
の
割
引

税
金
の
減
免
控
除

障
害
福
祉
各
種
手
当

年
金
給
付

在
宅
生
活
支
援

各
種
相
談

サ
ー
ビ
ス
一
覧
表

そ
の
他

相談支援サービス ＜障害福祉サービスの利用を支援するサービス＞

給付の種類	サービスの名称	内 容
計画相談支援 (特定相談支援)	サービス利用支援	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。
	継続サービス支援	サービスの利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。
地域相談支援 (一般相談支援)	地域移行支援	入所施設や病院等から退所・退院し、地域での生活に移行する際の住居の確保や地域における活動に関する相談や支援を行います。
	地域定着支援	単身で生活する人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急で支援が必要となった際に緊急訪問や相談などの支援を行います。

児童福祉法によるサービス

障害児通所支援 ＜18歳未満の障害児を対象としたサービス＞

サービスの名称	内 容
児童発達支援	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの必要な支援を行います。

障害児相談支援サービス ＜障害児通所支援の利用を支援するサービス＞

サービスの名称		内 容
障害児 相談支援事業	障害児支援 利用援助	障害児支援利用計画案の作成、障害児通所支援事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。
	継続障害児支援 利用援助	障害児通所支援の利用状況の検証（モニタリング）、障害児通所支援事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

日常生活用具

障害者等が円滑な日常生活を送るための用具を給付又は貸与する事業です。

<対象者>

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等
(障害の内容や程度により給付できる用具がこととなりますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください。)

<日常生活用具の種類> (一部)

対象者	種 類
肢体不自由者	紙おむつ、移動・移乗支援用具、入浴補助用具、住宅改修 等
視覚障害者	視覚機能障害者用体温計・体重計・血圧計、情報・通信支援用具 等
聴覚障害者	聴覚機能障害者用映像型通信装置・屋内信号装置 等
呼吸器機能障害者	ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター 等
ストーマ造設者	ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）

<申請手続>

・必要書類

日常生活用具給付（貸与）申請書

用具の見積書

用具のカタログ（必要に応じて）

身体障害者手帳又は特定医療費（指定難病）受給者証等

医師の意見書（必要に応じて）

これらの書類を福祉課へ持参し申請してください。

※申請手続は用具の購入前に行ってください。購入後に申請されても給付の対象になりません。

※月単位で申請する場合は、原則20日までに手続してください。

※用具の種類によって、別途必要となる書類等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※65歳以上の方は介護保険制度が優先されます。

<自己負担額>

・課税世帯の方の自己負担額は原則*1用具購入費の1割です。

・非課税世帯の方の自己負担額は全額公費負担*1です。

*1公費負担額を超えた分については自己負担となります。

手

帳

サ
ー
ビ
ス支
援
事
業障
害
児
サ
ポ
ー
ト助
医
療
成
費補
装
具の
交
通
機
関減
免
・
控
除各
種
手
当支
年
金
給
の支
在
宅
生
活
援各
種
相
談事
業
所
一
覧そ
の
他

意思疎通支援

[手話通訳者派遣]

聴覚障害者等が医療機関での受診や就職活動、進路相談などの場面において、コミュニケーションを図る上で支障がある場合、手話通訳者を派遣します。（利用者負担なし）

<申込方法>

派遣を希望する日の１０日前までに、手話通訳者派遣申込書（様式第１号）を福祉課へ提出してください。

[要約筆記者派遣]

聴覚障害者等が医療機関での受診や就職活動、進路相談などの場面において、コミュニケーションを図る上で支障がある場合、要約筆記者を派遣します。（利用者負担なし）

<申込方法>

派遣を希望する日の１０日前までに、要約筆記者派遣申込書（様式第１号）を福祉課へ提出してください。

移動支援

地域における自立生活及び社会参加を促すため、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

※通勤・通学、障害福祉サービス事業所への通所、経済活動に係る外出、社会通念上適当でない外出は対象になりません。

<対象者>

障害者及び障害児

<申込方法>

移動支援事業利用申請書（様式第１２号）を福祉課へ提出してください。

<自己負担額>

自己負担額は移動支援に係る経費の１割です。

負担軽減措置として世帯員の所得に応じて、月額上限額が定められています。

日中一時支援

障害者等の日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息の時間を確保するため、障害福祉サービス事業所等において、活動の場の提供、見守り、社会生活への適応訓練等の支援を行います。

<対象者>

障害者及び障害児

<申込方法>

日中一時支援事業利用申請書（様式第１９号）を福祉課へ提出してください。

<自己負担額>

自己負担額は移動支援に係る経費の１割です。

負担軽減措置として世帯員の所得に応じて、月額上限額が定められています。

訪問入浴サービス

身体障害者の身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図り在宅福祉の向上を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

<対象者>

身体障害者手帳所持者（肢体不自由２級以上）

<申込方法>

入浴サービス事業利用申請書（様式第１号）、医師の診断書（様式第２号）を福祉課へ提出してください。

<自己負担額>

自己負担額は訪問入浴に係る経費の１割です。

地域活動支援センター

障害者等の日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供しています。

また、活動を通じて社会との交流を促進し、障害者等の地域生活を支援しています。

施設名	住所	連絡先	利用時間	利用料
レタスクラブ	吉田町片岡１９９６－１ あつまリーナ内	３４－２０００	月～金 9:00～15:30	無料

手

帳

障害福祉サービス

地域生活支援事業

障害児福祉サービス

医療費助成

補装具

交通機関の割引

税金の減免・控除

障害福祉各種手当

年金給付

在宅生活支援

各種相談

障害福祉サービス所一覧

その他

6

障害児者ライフサポート事業

障害者やその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業では利用できない生活支援サービスを提供します。

難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入や修理に係る費用を支給します。

<対象者>

町内に居住し、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の児童

<申込方法>

難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（様式第1号）を福祉課へ提出してください。

<自己負担額>

・自己負担額は原則物品購入費の3割です。（基準額を超える場合は、差額を自己負担となる可能性があります。）

自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

[更生医療]

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費を負担します。

<対象者>

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

<対象となる医療の例>

対象障害	具体例
肢体不自由	形成術、人工関節置換術 等
心臓機能障害	弁口・心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込手術
腎臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術、（抗免疫療法を含む）
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝臓移植術、（抗免疫療法を含む）
視覚機能障害	角膜移植術、水晶体摘出手術、網膜剥離手術 等
聴覚機能障害	穿孔閉鎖術、形成術
音声・言語障害・そしゃく機能障害	歯科矯正、形成術
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法

<自己負担>

原則1割負担です。本人が加入している健康保険の保険料算定対象者の前年の町民税額や本人収入等により軽減措置があります。

手

帳

障害福祉サービス

地域生活支援事業

障害児者サービス事業

医療費

補装具

交通機関の割引

税金の減免・控除

障害福祉各種手当

年金給

在宅生活支援

各種相談

障害福祉サービス所一覧

その他

世帯区分		月額負担上限額
生活保護世帯		0円
町民税 非課税世帯	低所得1 町民税非課税世帯で、世帯の収入が年間80万円以下	2,500円
	低所得2 町民税非課税世帯で、低所得1以外の世帯	5,000円
町民税 課税世帯	中間所得1 町民税所得割 3万3千円未満	医療保険の自己負担 上限額（注1）
	中間所得2 町民税所得割 3万3千円以上 2万3千5百円未満	医療保険の自己負担 上限額（注2）
	一定所得以上 町民税所得割 2万3千5百円以上	給付の対象外（通常の 3割負担）（注3）

（注1）重度かつ継続に該当する場合には、負担上限額5,000円

（注2）重度かつ継続に該当する場合には、負担上限額10,000円

（注3）重度かつ継続に該当する場合には、給付の対象となり1割負担、負担上限額20,000円

※重度かつ継続の範囲

(1) 疾病・症状等から対象となる場合

腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、
肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方

(2) 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続するため対象となる場合

健康保険の多数該当（申請前の12か月において、受診者の属する健康保険の世帯が3回以上
高額療養費の支給を受けた場合）の方

<申請手続>

・必要書類

自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書

指定医の意見書

身体障害者手帳

健康保険の内容がわかるもの

印鑑

特定疾病療養受療証（持っている場合）

申請者のマイナンバーがわかるもの

年金振込通知書等の年金額がわかるもの（年金受給者のみ）

これらの書類を福祉課へ持参し申請してください。その後、静岡県身体障害者更生相談所で
審査し、受給者証等を交付します。

[育成医療]

児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を負担します。

<対象者>

18歳未満の児童で対象となる障害を有する者

<対象となる医療の例>

対象障害	具体例
視覚機能障害	白内障、先天性緑内障
聴覚・平衡機能障害	先天性耳奇形に対する形成術
音声・言語・そしゃく機能障害	唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正治療 等
肢体不自由	関節形成術、関節置換術、義肢装着のための切断端形成術 等
心臓機能障害	弁口・心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込手術
腎臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術、（抗免疫療法を含む）
肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法 等
その他の先天性内臓機能障害	尿道形成、人工肛門造設などの外科手術

手

帳

障害福祉
サービス

地域生活
支援事業

障害児者
支援事業

医療費
助成

補装具

交通機関
の割引

税金の
減免・控除

障害福祉
手当

年金
給付

在宅生活
支援

各種相談

障害福祉
サービス
一覧

その他

<自己負担>

原則1割負担です。本人が加入している医療保険証の保険料算定対象者の前年の町民税額や本人収入等により軽減措置があります。

世帯区分		月額負担上限額
生活保護世帯		0円
町民税 非課税世帯	低所得1 町民税非課税世帯で、世帯の収入が年間80万円以下	2,500円
	低所得2 町民税非課税世帯で、低所得1以外の世帯	5,000円
町民税 課税世帯	中間所得1 町民税所得割 3万3千円未満	5,000円
	中間所得2 町民税所得割 3万3千円以上 2 3万5千円未満	10,000円
	一定所得以上 町民税所得割 2 3万5千円以上	給付の対象外（通常の 3割負担）（注）

（注）重度かつ継続に該当する場合には、給付の対象となり1割負担、負担上限額20,000円

※重度かつ継続の範囲

(1) 疾病・症状等から対象となる場合

腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方

(2) 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続するため対象となる場合

健康保険の多数該当（申請前の12ヶ月において、受診者の属する健康保険の世帯が3回以上高額療養費の支給を受けた場合）の方

<申請手続>

・必要書類

自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書

指定医の意見書

同一世帯内の全員分の健康保険の内容がわかるもの

身体障害者手帳（持っている場合）

特定疾病療養受療証（持っている場合）

印鑑

申請者と対象児童のマイナンバーがわかるもの

これらの書類を福祉課へ持参し申請してください。

[精神通院]

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医療費を負担します。

<自己負担>

原則1割負担です。また、所得に応じて月額自己負担上限額が定められます。

世帯区分		月額負担上限額
生活保護世帯		0円
町民税 非課税世帯	低所得1 町民税非課税世帯で、世帯の収入が年間80万円以下	2,500円
	低所得2 町民税非課税世帯で、低所得1以外の世帯	5,000円
町民税 課税世帯	中間所得1 町民税所得割3万3千円未満	健康保険の自己負担 上限額（注1）
	中間所得2 町民税所得割3万3千円以上2万3千5百円未満	健康保険の自己負担 上限額（注2）
	一定所得以上 町民税所得割2万3千5百円以上	給付の対象外（通常の 3割負担）（注3）

（注1）重度かつ継続に該当する場合には、負担上限額 5,000 円

（注2）重度かつ継続に該当する場合には、負担上限額 10,000 円

（注3）重度かつ継続に該当する場合には、給付の対象となり1割負担、負担上限額 20,000 円

※重度かつ継続の範囲

（1）疾病・症状等から対象となる場合

①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

（2）疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続するため対象となる場合

健康保険の多数該当（申請前の12か月において、受診者の属する健康保険の世帯が3回以上高額療養費の支給を受けた場合）の方

<申請手続>

・必要書類

自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

指定医療機関の医師の診断書

健康保険の内容がわかるもの

印鑑

マイナンバーがわかるもの

（社会保険の方：申請者と被保険者、国民健康保険の方：世帯全員）

身分確認書類

その他（対象者によって必要となる書類が異なりますので、福祉課へお問い合わせください。）

これらの書類を福祉課へ持参し申請してください。

<有効期間>

1年間（延長を希望する場合、有効期限の3か月前から更新手続きを行えます。）

<その他>

・受給者証に記載された指定医療機関・健康保険での受診が対象となります。医療機関や健康保険を変更する場合は、福祉課での変更手続きが必要となります。

・入院費用は対象外です。

・更新手続きに必要なものについては、事前にお問い合わせください。

手
帳

サ
ー
ビ
ス

支
援
事
業

事
業
所

助
成
費

補
装
具

の
割
引

減
免
控
除

各
種
手
当

支
給
の

支
援

各
種
相
談

事
業
所

そ
の
他

重度障害者（児）医療費助成

重度の障害のある方に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。

<対象者>

身体障害者手帳１・２級

身体障害者手帳３級（ただし、内部障害のみ）

療育手帳Ａ

特別児童扶養手当１級

精神障害者保健福祉手帳１級

<助成対象>

保険診療自己負担分

※身体障害者手帳３級（内部障害のみ）の方は、その障害に係る医療費のみ対象となります。

※高額療養費や附加給付金など各種保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差し引いた額が対象となります。

<助成額>

１か月の間に支払った保険診療自己負担分、後期高齢者医療保険自己負担分、訪問看護基本利用料から１医療機関につき５００円を差し引いた金額（薬局は全額助成）

<所得制限>

本人、配偶者及び扶養義務者の収入が一定の基準を超える場合は助成対象外となります。

扶養親族の数	所得控除後の金額	
	本人	配偶者及び扶養義務者
０人	3,604,000円	6,287,000円
１人	3,984,000円	6,536,000円
２人	4,364,000円	6,749,000円
３人	4,744,000円	6,962,000円
４人	5,124,000円	7,175,000円
５人	5,504,000円	7,388,000円
以下、１人増ごと	+380,000円	+213,000円

<申請手続き>

重度障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請書

健康保険の内容がわかるもの

振込先口座の通帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特別児童扶養手当証書

これらの書類を福祉課へ持参し申請してください。

※重度障害者（児）医療費助成金受給者証の交付が決定した場合、対象障害者手帳等の取得日以降の医療費から支給の対象となります。（翌年の９月３０日まで）

＜支給の流れ＞－自動償還払い－

- ①受診：医療機関等へ受給者証を提示、医療費の支払い
- ②データの連携：医療機関から国保連合会へ領収情報を送付
- ③データの連携：国保連合会から吉田町へ領収情報を送付
- ④助成額の振込：支払った医療費から、自己負担分や高額療養費、附加給付金等を差し引いた額を受給者の口座へ振込

※振込時期の目安は、受診月の3～4か月後となります。ただし、高額療養費や附加給付金等がある場合は4か月後以降の振込となります。

○高額療養費、附加給付金等が給付された場合

高額療養費や附加給付金等が健康保険から給付された場合、給付された金額や明細がわかる書類（支給決定通知書等）を福祉課へお持ちください。

医療費が高額な場合、給付金等の確認後に助成金を振り込みます。

持ち物：健康保険からの給付金等がわかる書類、健康保険の内容がわかるもの、受給者証

○領収書が必要な場合

- ①受給者証が届く前に受診した場合（医療機関へ受給者証を提示していない場合）
- ②医療費の月遅れ支払い又は未払いの場合
- ③助成対象となる針灸マッサージ治療を受けた場合
- ④県外の医療機関を受診した場合
- ⑤健康保険の対象となる補装具の給付を受けた場合

持ち物：領収書（申請する月から1年以内のもの）、印鑑、健康保険の内容がわかるもの、受給者証、健康保険からの給付金がわかる書類（⑤の場合のみ）

手帳
障害福祉サービス
地域生活支援事業
障害児福祉サービス
医療成費
補装具
交通機関の割引
税金の減免・控除
障害福祉各種手当
年金の支給
在宅生活支援
各種相談
障害福祉サービス所
その他

精神障害者医療費助成

精神科医療に係る入院医療費を助成します。

<対象者>

精神病院、または精神科に入院し、入院時に吉田町に住所を有する方

下記に該当する方は対象外となります。

※重度障害者（児）医療費助成を受給中の方

※こども医療費助成を受給中の方

※母子父子家庭等医療費助成を受給中の方

<助成額>

精神科医療に係る入院医療費の自己負担分（高額医療費、附加給付対象額、食事代、ベッド代は除く）の 3／5

<申請手続き>

精神障害者医療費助成申請書

医療機関の領収書

健康保険の内容がわかるもの

振込先の通帳

附加給付を証明するもの（社会保険加入の方のみ）

これらの書類を福祉課へ持参し申請してください。

※申請の期限は、診療した日の属する月から翌年の同月末の1年以内です。

<助成方法>

償還払い方式で、入院月の約3ヶ月後にご指定いただいた銀行口座に振り込みます。

（医療機関からの情報をもとに処理を行うため支払い月が前後する場合があります。）

身体障害児者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること等を目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入（借受け）や修理に係る費用を支給します。

<対象者>

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

※難病患者等については、告示に定める疾病に限ります。

購入前に福祉課へお問い合わせください。

<補装具の種目>

[身体障害者・身体障害児共通]

義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖（T字状・棒状のものを除く）、重度障害者用意思伝達装置

[身体障害児のみ]

座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

<申請手続き>

- ・補装具費（購入・修理）支給申請書
- ・指定医師の意見書
- ・補装具業者の見積書
- ・身体障害者手帳又は特定医療費（指定難病）受給者証 等
- ・印鑑
- ・申請者のマイナンバーがわかるもの
- ・身元確認書類

これらの書類を福祉課へ持参し申請してください。

※見積書による事前申請が必要です。申請前に購入されたものは対象外です

※借受けについては、借受けによることが適当である場合に限り適用されます。（身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要と認められる場合等）

※介護保険制度や各種医療保険制度等の対象となる方は対象制度の利用が優先となります。

手
帳

障
害
福
祉
サ
ー
ビ
ス

地
域
生
活
支
援
事
業

障
害
児
者
サ
ー
ビ
ス
支
援
事
業

医
療
成
費
助

補
装
具

交
通
機
関
の
割
引

税
金
の
減
免
・
控
除

障
害
福
祉
各
種
手
当

年
金
給
付

在
宅
生
活
支
援

各
種
相
談

障
害
福
祉
サ
ー
ビ
ス
支
援
事
業
所
一
覧

そ
の
他

<自己負担>

- ・自己負担額は原則物品購入費の1割です。（基準額を超える場合は、差額を自己負担となる可能性があります。）
- ・負担軽減措置として、世帯員の所得に応じて月額上限額が定められています。

[自己負担の月額上限額]

区分	対象	上限額（月額）
生活保護世帯	生活保護世帯の人	0円
非課税世帯	非課税世帯の人	0円
課税世帯	町民税課税世帯で本人又は配偶者の町民税所得割の最多納税者の納税額が46万円未満の人	37,200円

[支給対象外]

- ・本人又は配偶者の町民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の人
- ・介護保険制度や各種医療保険制度等の対象となる人

障害者本人が18歳未満の場合：住民票が同一世帯の人

障害者本人が18歳以上の場合：本人及び配偶者

<支給の流れ>

- ① 補装具費支給申請：申請者 → 福祉課
 - ①-1 判定依頼、技術的助言依頼：福祉課 → 静岡県
 - ①-2 判定書交付：静岡県 → 福祉課
- ② 補装具費支給決定：福祉課 → 申請者
（補装具費支給決定通知書、補装具費支給券、代理受領に対する委任状を送付）
- ③ 契約：申請者 ⇄ 補装具業者（補装具費支給券を提示）
- ④ 補装具引き渡し：補装具業者 → 申請者
- ⑤ 自己負担額支払い：申請者 → 補装具業者（代理受領に対する委任状を提出）
- ⑥ 補装具費の代理請求：補装具業者 → 福祉課
- ⑦ 補装具費公費負担分の支払い：福祉課 → 補装具業者

9 交通機関の割引

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

【乗合バス運賃割引】

区分	対象者	割引の対象	割引率	
			本人	介護者
身体障害者手帳1種 療育手帳A・B	本人単独利用	普通乗車券	5割	
		定期乗車券（12歳以上）※	3割	
	介護者と共に利用	普通乗車券	5割	5割
		定期乗車券（12歳以上）※	3割	3割
身体障害者手帳2種	本人単独利用	普通乗車券	5割	
		定期乗車券（12歳以上）※	3割	

【注意事項】

- ・定期券、乗車券購入時やバス降車時に必ず手帳を提示してください。
- ・2つ以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券に対して重複して割引できません。
- ・バスICカードは1年ごとの更新が必要です。
- ・高速バスでは、路線により一部割引が適用されない場合があります。
- ・市町が運行する自主運行バスなど対象外の路線がありますので、詳細はバス運行会社へお問い合わせください。

【JR運賃割引】

区分	対象者	割引の対象	割引率	
			本人	介護者
身体障害者手帳1種 療育手帳A	本人単独利用	普通乗車券 （片道100kmを超える場合のみ）	5割	
	介護者と共に利用	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、 定期乗車券（12歳以上）※	5割	5割
身体障害者手帳2種 療育手帳B	本人単独利用	普通乗車券 （片道100kmを超える場合のみ）	5割	
	介護者と共に利用	定期乗車券（12歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合のみ）※		5割

※小児定期乗車券（12歳未満）に対して割引は適用されません。

【タクシー料金割引】

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、県内のタクシー会社を利用した際に運賃が1割引になります。タクシーに乗る際に、運転手に手帳を提示してください。

手帳

障害福祉サービス

地域生活支援事業

障害児の事業

医療費

補装具

交通機関の割引

税金の減免・控除

障害福祉各種手当

年金給

在宅生活支援

各種相談

障害福祉サービス所・福祉施設

その他

【航空運賃割引】

チケット購入時に各航空会社等にお問い合わせください。

【有料道路通行料金の割引】

「身体障害者の方が自ら運転する場合」又は「重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」、車両を登録することで有料道路の通行料の割引が受けられます。

<対象者>

運転する人	手帳	車両所有者	割引率
本人又は介護者 (障害者同乗の場合)	身体障害者手帳 1 種 療育手帳 A	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びの同居の親族※	最大 5 割
本人のみ	身体障害者手帳 2 種	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びの同居の親族	

- ・ 障害者 1 人について、1 台のみ登録が可能です。
- ・ ※ 1 の人が車両を所有していない場合、障害者本人を日常的に介護している人が所有する車両でも登録可能
- ・ 車両を所有していない又は登録された車両がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、登録されていない車両でも要件を満たせば割引の対象となります。ただし、その場合は E T C での割引は適用されません。料金所係員による手帳の確認を受ける必要があります。
- ・ 登録できる車両は自家用車です。（営業用は不可）

<登録手続>

以下を福祉課へ持参し登録してください。

- ・ 車検証（名義を確認します。※ 1 の場合、本人との続柄を確認します。）
- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳
- ・ 運転免許証
- ・ E T C カード（注 1）、E T C 車載器セットアップ申込書・証明書
- ・ 登録係送付用の「有料道路障害者割引申請書兼 E T C 利用申請証明書」を専用封筒に封入し、切手を貼ってポストに投函してください。後日、利用開始を通知する文書が届きます。利用開始日の E T C レーンを通過した場合、割引が適用されませんので、係員による手帳の確認を受けてください。

注 1：対象者が 18 歳以上の場合、名義は必ず本人にしてください。ただし、18 歳未満で本人以外の運転が認められる場合は、親権者又は法廷後見人名義の E T C カードでも申請できます。

【重度心身障害者移送費補助(タクシー料金の助成)】

治療、療育を推進し福祉の増進に寄与することを目的とし、在宅の障害者等が医療機関への移動にタクシーを利用した場合、そのタクシー料金の一部を助成します。

＜対象者＞

- ・視覚障害及び肢体不自由のうち下肢障害に該当し、身体障害者手帳 1 級及び 2 級に該当する人
- ・特別児童扶養手当 1 級に該当する児童
- ・療育手帳を所持する人
- ・65 歳以上で引続き 1 年以上ねたきりでかつ日常生活に常に介護を要する者

＜助成の額＞

医療機関等への移動にタクシーを利用した場合のタクシー料金の 2 分の 1 の額
(ただし、1 回(往復)の助成額は、3,000 円及び 1 か月につき 10,000 円を限度とします。)

＜申請手続＞

以下を福祉課へ持参し登録してください。

- ・重度心身障害者移送費助成金申請書(様式第 1 号) ・印鑑
- ・タクシー料金の領収書 ・医療機関の領収書

※医療機関の領収書が無い場合は、申請書内の医療機関の証明欄の記載が必要となります。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【乗合バス】

普通旅客運賃が 5 割引、定期旅客運賃(中学生以上)が 3 割引となります。

＜割引率＞

普通旅客運賃：5 割 定期旅客運賃：3 割(中学生以上)

※定期券、乗車券購入時やバス降車時に必ず手帳を提示してください。

※詳細は利用するバス会社へお問い合わせください。

【JR 運賃割引】

区分	対象者	割引の対象	割引率	
			本人	介護者
精神障害者保健福祉手帳 1 種	本人単独利用	普通乗車券 (片道 100 km を超える場合のみ)	5 割	
	介護者と共に利用	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券(12 歳以上)※	5 割	5 割
身体障害者手帳 2 種 療育手帳 B	本人単独利用	普通乗車券 (片道 100 km を超える場合のみ)	5 割	
	介護者と共に利用	定期乗車券(12 歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合のみ)※		5 割

※小児定期乗車券(12 歳未満)に対して割引は適用されません。

【県内私鉄】

精神障害者福祉手帳をお持ちの方は、運賃が割引となります。

鉄道会社によって割引の内容や条件が異なりますので、詳しくは各鉄道会社のウェブサイトにてご確認ください。

手帳

障害福祉サービス

地域生活支援事業

障害児の事業

医療費

補装具

交通機関の割引

税金の減免・控除

障害福祉各種手当

年金給

在宅生活支援

各種相談

障害福祉サービス所一覧

その他

“ぎゅっと”カーよしだ

だれもが、気兼ねなく「おでかけ」できるまちを目指して、乗り合い送迎サービスの「“ぎゅっと”カーよしだ」を運行しています。

「“ぎゅっと”カーよしだ」は、町内の164か所と榛原総合病院の停留所で乗降でき、自宅近くから目的地まで乗り換え無しで移動できます。

<会員登録>

書面の場合は、会員登録申込書に必要事項を記入し郵送してください。カードサイズの会員証が送られてきたら、ご利用可能です。

インターネットの場合は、受付サイトにアクセスして必要事項を入力してください。登録完了後、すぐにご利用可能です。
(後日、会員証が送られてきます。)



<利用の手順>

1 予約 (1週間前から30分前まで予約可能)

電話の場合は、050-2018-8020に電話し、オペレーターに①お名前と会員番号、②利用希望日、③乗り場と行き先、④出発時刻又は到着時刻をお伝えください。

インターネットの場合は、受付サイトで必要事項を入力してください。

運行時間：(平日) 6:00~20:00、(土日祝) 8:00~16:30

※年末年始は運休

受付時間：電話 8:00~16:30 ※平日のみ

インターネット 24時間

運賃：(吉田町内) 300円、(榛原総合病院) 500円

こども回数券(高校生以下) 3,000円(200円券×15枚)

※こども回数券は企画課で販売しています。購入時に年齢が確認できるものを提示してください。
また、事前に会員登録が必要です。

2 乗車

指定した停留所で予約時間の5分前からお待ちください。

停留所には看板が貼ってあります。

前払いですので、乗車時に運賃をお支払いください。



3 福祉割引

対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と同乗する介助者1人

運賃：(町内のみ) 200円 ※支払い時に手帳を提示してください。

福祉回数券 3,000円(300円券×15枚)

5,000円(500円券×12枚)

※福祉割引の適用には会員登録と手続が必要です。手帳を持参し企画課で手続をしてください。
回数券は企画課で販売しています。購入時に手帳を提示してください。

<問い合わせ先>

企画課 33-2136

10 税金の減免・控除

自動車税・軽自動車税の減免

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で以下の表に該当する方は自動車税及び軽自動車税の種別割、環境性能割の減免を受けることができます。

<対象者>

障害の区分		障害の程度（本人が運転）	障害の程度（生計同一者が運転）
身体障害者手帳	視覚	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	左に同じ
	聴覚	2 級及び 3 級	左に同じ
	平衡機能	3 級	左に同じ
	音声機能の喪失	3 級（喉頭摘出による音声障害がある場合に限る。）	
	上肢機能	1 級及び 2 級	左に同じ
	下肢機能	1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級までの各級
	体幹	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	1 級から 3 級までの各級
	心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸	1 級及び 3 級	左に同じ
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1 級及び 2 級 1 級から 6 級までの各級
	肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	左に同じ
療育手帳		A	左に同じ
精神障害者保健福祉手帳		1 級	左に同じ

[注意事項]

- ・ 障害者本人名義の車両に限ります。（普通自動車の場合、所有者と使用者がともに障害者本人である必要があります。）ただし、障害者が 18 歳未満の場合、知的障害者及び精神障害者の場合は、家族（生計同一者）名義でも対象となります。（障害者 1 人に対して 1 台のみ適用）

手帳

障害福祉サービス

地域生活支援事業

障害児の事業

医療費

補装具

交通機関の割引

税金の減免・控除

障害福祉サービス

年金給付

在宅生活支援

各種相談

障害福祉サービス

その他

＜申請手続＞

手続の前に、以下の担当部署に必要書類等を確認してください。

	手続	担当部署	電話
普通自動車	自動車税種別割の減免	藤枝財務事務所課税課	054-644-9122
	自動車税環境性能割の減免	静岡財務事務所自動車税分室 (静岡運輸支局内)	054-261-4029
	車両の登録・名義変更	静岡運輸支局登録担当	050-5540-2050
軽自動車	軽自動車税種別割の減免	吉田町税務課	33-2109
	軽自動車税環境性能割の減免	静岡財務事務所自動車税分室 (静岡運輸支局内の)	054-261-4029
	車両の登録・名義変更	軽自動車検査協会静岡事務所	050-3816-1776

生計同一者が運転する場合は「生計同一証明書」、常時介護者が運転する場合は「常時介護証明書」が必要となりますので、これらの証明書の交付を受けた後に減免の申請をしてください。

なお、車両の購入又は名義変更の際は、車検証登録時に静岡財務事務所自動車税分室（静岡運輸支局内の）で減免の申請をしてください。

●「生計同一証明書」、「常時介護証明書」交付場所

対象者	交付場所	持ち物
身体障害者手帳、療育手帳 をお持ちの方	吉田町福祉課	- 身体障害者手帳又は療育手帳 - 運転者の運転免許証（又は写し） - 車検証
精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方	静岡県中部健康福祉センター 福祉課	- 精神障害者保健福祉手帳（１級） - 世帯全員の住民票（マイナンバー記載がなく、続柄のわかるもの） - 運転者の運転免許証（又は写し） - 車検証 - 印鑑

※常時介護証明書の場合、通院・通所していることの証明書などの必要書類があります。詳しくはお問い合わせください。

※新車購入又は名義変更時は、車検証は必要ありません。

相続税の控除

障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、障害の程度と年齢（８５歳未満に限る）に応じて相続税が減額されます。

＜問い合わせ先＞

島田税務署 0547-37-3121

所得税及び住民税の控除

本人又は同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合、障害の程度に応じて、所得税及び住民税の所得控除を受けられます。

控除等の種類	対象者	所得税控除額	住民税控除額
障害者	本人又は同一生計配偶者、扶養親族が ・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2、3級の所持者	270,000円	260,000円
特別障害者	本人又は同一生計配偶者、扶養親族が ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	400,000円	300,000円
同居特別障害者	同居している同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者	750,000円	530,000円
非課税措置	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者	—	非課税

※12月31日までに手帳の交付を受けた人は、所得税はその年分から控除対象となり、住民税は翌年度から控除対象となります。

< 手続 >

給与所得者は年末調整の際に勤務先に申告してください。給与所得者以外は確定申告（町県民税申告）の際に申告してください。

< 問い合わせ先 >

所得税：島田税務署 0547-37-3121

住民税：吉田町税務課 33-2107

事業税の非課税

【事業税の控除】

両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の視覚障害者が行う、はり、きゅう、あんま、マッサージ等の事業に係る事業税は非課税となります。

< 問い合わせ先 >

藤枝財務事務所課税課 054-644-9131

手帳

障害福祉サービス

地域生活支援事業

障害児福祉サービス

医療成費

補装具

交通機関の割引

税金の減免・控除

障害福祉各種手当

年金給付

在宅生活支援

各種相談

障害福祉サービス所見覧

その他

特別障害者手当

身体、知的又は精神に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当が支給されます。

<支給対象となる障害の程度(目安)>

- ・ 特別障害者手当の基準に該当する身体障害者手帳2級程度以上の障害が重複する方
- ・ 身体障害者手帳2級程度の障害1つと、3級程度の障害が2つ以上重複する方
- ・ 特別障害者手当の基準に該当する障害があり、日常生活動作が手当基準に該当する方

<支給月額>(令和7年4月分から)

月額29,590円(年4回支給:2月、5月、8月、11月)

<支給制限>

障害者本人及び配偶者並びに扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。また、障害者支援施設等の入所や3ヶ月以上入院している方は資格喪失となります。

<申請手続>

以下の書類を持参し福祉課で申請手続を行ってください。

- ・ 必要書類
①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書 ④障害者手帳
⑤障害者本人の年金額がわかるもの(年金証書等) ⑥本人名義の貯金通帳
⑦マイナンバーがわかるもの(本人、配偶者、扶養義務者) ⑧身元確認書類

※①②③は福祉課窓口でお渡しします。

障害児福祉手当

身体、知的又は精神に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当が支給されます。

<支給対象となる障害の程度(目安)>

- ・身体障害者手帳1級及び2級の一部に該当する方
- ・IQが20以下の方又は重度の重複障害がある方
- ・その他障害児福祉手当の基準に該当する障害がある方

<支給月額>(令和7年4月分から)

16,100円(年4回支給:2月、5月、8月、11月)

<支給制限>

障害児本人及び配偶者並びに扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。また、施設入所されている方は支給の対象外となります。

<申請手続>

以下の書類を持参し福祉課で申請手続を行ってください。

- ・必要書類
 - ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書 ④障害者手帳
 - ⑤障害者本人の年金額がわかるもの(年金証書等) ⑥本人名義の貯金通帳
 - ⑦マイナンバーがわかるもの(本人、配偶者、扶養義務者) ⑧身元確認書類
- ※①②③は福祉課窓口でお渡しします。

手
帳

サ
ー
ビ
ス
障
害
福
祉

支
援
事
業
地
域
生
活

事
業
所
一
覧
障
害
児
福
祉
手
当

助
成
費
医
療

補
装
具

の
割
引
交
通
機
関

減
免
控
除
税
金
の

各
種
手
当
障
害
福
祉

支
給
の
年
金

支
援
在
宅
生
活

各
種
相
談

事
業
所
一
覧
サ
ー
ビ
ス
障
害
福
祉

そ
の
他

特別児童扶養手当

身体、知的若しくは精神に重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を監護している父・母又は父母に代わって養育している方（養育者）に手当が支給されます。

<支給対象となる障害の程度(目安)>

- ・身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部の方又はそれと同程度の方
- ・療育手帳A及びBの一部の方又はそれと同程度の方

<支給月額>(令和7年4月分から)

1級 56,800円(年3回支給:4月、8月、11月)

2級 37,830円(年3回支給:4月、8月、11月)

<支給制限>

養育者及び配偶者並びに扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。また、施設入所されている方は支給の対象外となります。

<申請手続>

以下の書類を持参し福祉課で申請手続を行ってください。

・必要書類

- ①認定請求書 ②診断書 ③振込先口座申出書 ④戸籍謄本 ⑤印鑑 ⑥障害者手帳
⑦マイナンバーがわかるもの(養育者、配偶者、扶養義務者、障害児) ⑧身元確認書類

※①②③は福祉課窓口でお渡しします。

12 年金の支給

障害基礎年金

国民年金に加入している期間中に病気やけがにより医師の診療を受け、国民年金法施行令に定める障害等級に該当する状態になったとき、障害基礎年金が支給されます。また、厚生年金保険等の被保険者が病気やけがにより医師の診断を受け、厚生年金保険法施行令等に定める障害等級に該当する状態になったとき、障害厚生年金等が支給されます。また、20歳になる前に障害になった方も支給対象となります。

<問い合わせ先>

支給条件など詳しくは以下へお問い合わせください。

国民年金 吉田町町民課国保部門 33-2103

国民年金、厚生年金 島田年金事務所 0547-36-2211

心身障害者扶養共済制度

障害がある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を拠出することにより、保護者が死亡又は重度の障害の状態になったとき、障害がある方に終身一定額の年金が支給されます。(任意加入)

<対象者>

療育手帳所持者、身体障害者手帳1級から3級所持者及び同程度の精神又は身体に永続的な障害がある方を扶養している保護者で加入時に65歳未満の方

<掛金額>

加入時の保護者の年齢	掛金(一口) ※二口まで
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※所得の状況により掛金の減免を受けられる場合があります。

<年金支給額>

1口につき月額20,000円 ※弔慰金、脱退金が支給される場合があります。

<申請手続>

以下の書類を持参し福祉課で申請手続を行ってください。

・必要書類

- ①加入申込書 ②障害者手帳等のコピー ③扶養する障害者の住民票(他県在住の場合)
- ④申込者の告知書 ⑤年金管理者指定届出書

手帳

障害福祉サービス

地域生活支援事業

障害児者支援事業

医療費

補装具

交通機関の割引

税金の減免・控除

障害福祉手当

年金の支給

在宅生活支援

各種相談

障害福祉サービス所一覧

その他

13 在宅生活支援

小児慢性特定疾患日常生活用具給付

小児慢性特定疾患児の生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。

<対象者>

小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、要件に該当する方

<給付対象日常生活用具>

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行用支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具、人工鼻

<自己負担>

所得に応じて自己負担額があります。

<問い合わせ先>

福祉課社会福祉部門 33-2104

NHK放送受信料の免除

NHKの放送受信料について、以下のとおり免除を受けることができます。

<全額免除>

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が町民税非課税の場合

<半額免除>

- ・身体障害者手帳を交付されている視覚障害者、聴覚障害者が世帯主（契約者）の場合
- ・身体障害者手帳等級1級又は2級に該当する方が世帯主（契約者）の場合
- ・療育手帳Aに該当する方が世帯主（契約者）の場合
- ・精神障害者保健福祉手帳等級1級に該当する方が世帯主（契約者）の場合

<申請手続>

福祉課にて免除事由の証明を受け、NHKへ放送受信料免除申請書を提出してください。
※障害者手帳と印鑑を持参してください。

<問い合わせ先>

NHKふれあいセンター 0570-077-077

14 各種相談

計画相談支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用などを支援します。

- ・すばる
- ・相談室こころ（委託相談）

指定障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの利用などを支援します。

- ・COCOサポート

障害者相談員

身体・知的・精神障害者の生活や就職、施設入所など様々な相談に応じます。
相談日や問い合わせ先は広報よしだでご確認ください。

問い合わせ先 福祉課 33-2104

民生委員・児童委員

生活の困りごとなど様々な相談に応じ、関係機関の支援等につなぐパイプ役です。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 福祉課 33-2104

静岡県等の相談機関

身体障害者に関する相談

静岡県身体障害者福祉センター	054-252-7829
----------------	--------------

手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳介助者派遣に関する相談

静岡県聴覚障害者情報センター	054-221-1257
----------------	--------------

視覚障害者に関する相談

静岡県視覚障害者情報支援センター	054-253-0228
（公社）静岡県視覚障害者協会	054-251-8090

盲導犬・聴導犬・介助犬などに関する相談

NPO法人静岡県補助犬支援センター	054-270-6676
-------------------	--------------

更生医療や補装具に関する相談

静岡県身体障害者更生相談所	054-646-3571
---------------	--------------

手
帳

サ 障
ー 害
ビ 福
ス 祉

支 地
援 域
事 生
業 活

事 ラ 障
業 フ 害
所 サ 児
一 ポ ト
覧 者

助 医
療
成 費

補
装
具

の 交
割 通
引 機
関

減 税
免 金
控 の
除

各 障
種 害
手 福
当 祉

支 年
金
給 の

支 在
宅 宅
生 生
活 活

各
種
相
談

事 サ 障
業 ー 害
所 ビ 福
一 覧 ス 祉

そ
の
他

知的障害の判定、療育手帳に関する相談

静岡県中央児童相談所	054-646-3570
静岡県中央知的障害者更生相談所	054-646-3579

不眠、うつ、ひきこもり、アルコール依存などに関する相談。家族からの相談も受け付けています。
(要予約)

静岡県中部健康福祉センター	054-644-9281
---------------	--------------

精神保健福祉に関する相談、アルコール依存や薬物依存に関する相談。家族からの相談も受け付けています。(要予約)

静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245
---------------	--------------

発達障害に関する相談

静岡県中西部発達障害者支援センター COCO	0547-39-3600
---------------------------	--------------

高次脳機能障害に関する相談

静岡県中部健康福祉センター	054-644-9281
高次脳機能障害支援拠点機関 サポートセンターコンパス北斗	054-278-7828

ひきこもりに関する相談(面談は要予約)

静岡県ひきこもり支援センター	054-286-9219
----------------	--------------

就職に関する相談

ハローワーク榛原	0548-22-0148
----------	--------------

障害者の就業に伴う日常生活支援

障害者就業・生活支援センターぼらんち	0547-36-8985
--------------------	--------------

15 障害福祉サービス事業所一覧

それぞれのサービスを利用するには、町の支給決定を受ける必要があります。

【相談支援】

	事業所名	住所	電話番号	対象
1	相談事業所すばる	川尻1322	090-1600-4001	障害者 障害児
2	COCOサポート	川尻791 (こども発達支援 事業所すみれ内)	28-7033	障害者 障害児

【共同生活援助】（グループホーム）

	事業所名	住所	電話番号	対象
1	そらのしずく	川尻1656-12	050-5434-1020	3障害対応
2	きぼう	神戸809-1	74-1902	知的障害者 精神障害者

【生活介護】

	事業所名	住所	電話番号	対象	活動内容	定員	送迎
1	ケアセンター マーガレット	片岡1996-1	34-2121	身体障害者 知的障害者	創作活動、余 暇活動、手工芸	20人	有 (一部)
2	デイサービスセンター はあとふる	片岡795-1	33-2423	3障害対応	創作的活動等	33人	有 (一部)

【就労継続支援A型】

	事業所名	住所	電話番号	対象	活動内容	定員
1	みずほ	川尻1322	34-3330	3障害対応	自動車部品等の組み立 て、農作物の収穫等	20人

【就労継続支援A・B多機能型】

	事業所名	住所	電話番号	対象	活動内容	定員
1	ルート	片岡71-2	33-1112	3障害対応	ブランド品のネット 販売、冷凍餃子の店 舗展開等	20人

手

帳

障害福祉
サービス

地域生活
支援事業

障害児者
支援事業

医療費
助成

補装具

交通機関
の割引

税金の
減免・控除

障害福祉
各種手当

年金の
支給

在宅生活
支援

各種相談

障害福祉
サービス
事業所一覧

その他

【就労継続支援B型】

	事業所名	住所	電話番号	対象	活動内容	定員
1	ワークセンター さくら	片岡1996-1	34-2000	3障害対応	洗濯ばさみの組み立て、エアコン部品の組み立て等	20人
2	ディー・ワン	大幡2130-90	23-7077	3障害対応	シール貼り、検品・梱包、花の栽培管理等	20人
3	HANA-HANA	住吉109-5	34-1055	3障害対応	シール貼り、箱折り、箱詰め等	20人
4	きゃんばす	片岡949-9	23-6316	3障害対応	シール貼り、多肉植物栽培、マルシェ出店等	20人

【児童発達支援】

	事業所名	住所	電話番号	対象	定員
1	こども発達支援事業所 すみれ	川尻791	28-7033	心身の発達に支援が必要な未就学児	30人

【放課後等デイサービス】

	事業所名	住所	電話番号	対象	定員	送迎
1	S E S 吉田校	片岡1039-1	28-7488	知的障害、重度心身	10人	有
2	S E S 吉田すみよし校	住吉487-1	28-7215	知的障害、重度心身	10人	有
3	ひまわり吉田校	片岡2125-3	32-0110	発達障害、知的障害	10人	有
4	ひまわり吉田南校	片岡2125-1	33-1010	重度心身、医療ケア	5人	有
5	ぽかぽか吉田町	神戸2128-1	070-3315-1866	発達障害、知的障害	10人	有

成年後見制度

十分な判断能力がない人が自立して生活できるよう、財産管理や身上監護の契約について支援する制度です。また、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であるなど、判断能力が不十分な人を保護し、支援します。

<問い合わせ先>

福祉課 33-2104
社会福祉協議会 34-1800

日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障害等により日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分で適切に利用することが困難な方を対象とし、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして「日常的な金銭管理」や「書類等の預かりサービス」を行います。

<問い合わせ先>

社会福祉協議会 34-1800

ワンストップ相談

障害やひきこもり、ヤングケアラーなど複合的な困りごとの相談にワンストップで応じます。

<問い合わせ先>

福祉課 33-2104
社会福祉協議会 34-1800

静岡県ゆずりあい駐車場制度

障害者や要介護高齢者、妊産婦など歩行が困難な方が、車いすマークの駐車場の利用を必要としていることを周囲に理解していただくために、「利用証」を交付します。

<問い合わせ先>

福祉課 33-2104

ヘルプマーク

内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても配慮を必要としている方が援助を得やすくなるためのマークを交付しています。

<問い合わせ先>

福祉課 33-2104

手

帳

障
害
福
祉
サ
ー
ビ
ス

地
域
生
活
支
援
事
業

障
害
児
者
サ
ー
ビ
ス
支
援
事
業

医
療
成
費
助

補
装
具

交
通
機
関
の
割
引

税
金
の
減
免
控
除

障
害
福
祉
各
種
手
当

年
金
給
の
支

在
宅
生
活
支
援

各
種
相
談

障
害
福
祉
サ
ー
ビ
ス
支
援
事
業

そ
の
他

吉田町第4期障害者計画（令和6年度～令和11年度）

《基本理念》

障害者が安心して自立した生活ができるまち

＜基本目標＞

- 1 共に支え合う町民意識の醸成に努めます。
 - ・理解と交流の促進
 - ・権利擁護の充実
- 2 暮らしやすい支援体制の充実を図ります。
 - ・保健・医療サービスの充実
 - ・福祉サービスの充実
 - ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進
- 3 ライフステージに応じた社会参加の支援と教育環境の充実を図ります。
 - ・療育、教育の充実
 - ・雇用、就労の促進
- 4 誰もが安心・安全に暮らしやすいまちづくりを推進します。
 - ・生活環境の整備
 - ・防災、災害対策等の整備

町では、障害者計画の基本理念に基づき、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かに過ごすことができるまちづくりを目指しています。



“ぎゅっと”なまち よしだ

吉田町福祉課 社会福祉部門

〒421-0395 吉田町住吉87番地

電話 33-2104

メール fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp

令和7年3月作成